

歯科材料 9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削器材 70908000

松風ダイヤモンドポイント

【形状・構造及び原理等】

作業部及び軸部で構成される。

〔構造〕

- 1) 作業部：ダイヤモンド砥粒をめっきで固定
- 2) 軸部：ステンレス鋼
軸部形式 1：C A 用
軸部形式 2：H P 用

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者	株式会社 松風
住所	〒605-0983 京都市東山区福稲上高松町 11
電話番号	075-561-1112

【使用目的又は効果】

歯及び陶歯、陶材、コンポジットレジン、硬質レジン、金属の補綴物等の研削に用いる。

＊【使用方法等】

〔使用方法〕

- 1) 本材を滅菌します。
- 2) 本材を歯科用ハンドピース等に装着して、通法により使用します。
- 3) 再使用する際には速やかに、清掃液、消毒剤を用いて付着物を除去した後、滅菌を行います。
滅菌方法：オートクレーブ（134℃ 3 分、又は 121℃ 30 分）による滅菌を行います。

〔使用方法に関連する使用上の注意〕

- 1) ハンドピースメーカーの指示に従って、シャンクを確実に奥まで挿入して半チャックでないことを確認すること。
- 2) 使用前に口腔外で予備回転を行い、振れがないことを確認すること。
- 3) 作業部が細いもの、長いもの、大きい形状のものは、折れたり曲がりやすいため、無理な角度や過度の加圧での使用は避けること。
- 4) 歯髄為害防止のため、注水下で、ソフトタッチで断続的に研削すること。
- ＊ 5) 再使用する際には、清掃液、消毒剤を用いて付着物を除去した後、オートクレーブ、ケミクレーブ又は乾熱による滅菌もしくは薬剤による消毒をすること。なお、塩素系消毒剤は腐食を避けるため使用しないこと。

【使用上の注意】

〔重要な基本的注意〕

- 1) 指定の最高許容回転速度を超えて使用しないこと。

形態	最高許容回転速度
F110PM（プロビマスターダイヤ）	5,000min ⁻¹
F4R、F5R、F16R（作業部：ファイン）	20,000min ⁻¹
44、80、111、112（作業部径φ5mm以上）	30,000min ⁻¹
上記以外（作業部径φ5mm未満）	50,000min ⁻¹

- 2) 本材はタービンメーカーの指示に従って使用すること。
- 3) 変形、振れ、損傷（錆、表面キズ、曲がり、汚損）等のあるものは、使用しないこと。
- 4) 本材を使用して研削する際には、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
- 5) 目の損傷を防ぐために、保護眼鏡等を使用すること。

【保管方法及び有効期間等】

〔保管方法〕

- ・水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
- ・本材は、歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。